

# 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第29回／家裁第30回)

## 1 開催日時

平成30年5月17日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

## 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所地下1階交通講習室

## 3 出席者

(地裁委員) 松井英隆(委員長), 上田洋幸, 大脇通孝, 熊澤孝一, 實吉国盛, 畠中広次, 東鶴真児, 牧野高志,

(家裁委員) 松井英隆(委員長), 阿部純一, 内田大介, 内山恵一, 鑪野孝清, 種村博之, 野平宏, 毛利友哉, 渡邊かおり

(五十音順)

## 4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会「裁判所における犯罪被害者保護制度について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

## 1 委員長代理の指名の報告

### (1) 地方裁判所委員会委員長代理の指名

地方裁判所委員会規則第6条3項に基づき上田洋幸委員を委員長代理に指名した。

### (2) 家庭裁判所委員会委員長代理の指名

家庭裁判所委員会規則第6条3項に基づき毛利友哉委員を委員長代理に指名した。

## 2 地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ「裁判所における犯罪被害者保護制度について」 についての説明・質疑

### (1) 「裁判所における犯罪被害者保護制度について」

#### ア 刑事裁判における被害者保護の諸制度について（説明）

鹿児島地方裁判所刑事首席書記官 谷川 義博

#### イ 少年事件における被害者配慮制度について（説明）

鹿児島家庭裁判所首席書記官 丸尾 孝之

#### ウ ビデオリンク方式による証人尋問及び遮へい措置について（実演）

鹿児島地方裁判所刑事首席書記官 谷川 義博

#### エ 法廷を傍聴が許可された身柄事件の審判廷として利用する際の配席等について (実演)

鹿児島家庭裁判所首席書記官 丸尾 孝之

### (2) 質疑（□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

□ 裁判所における被害者保護制度の現状について当庁の動向も含め説明させていただいた。ここで、委員の方々から御質問や御意見、御感想を聞かせていただきたい。

◎ 少年審判の被害者の傍聴が実際にあった場合に少年側及び被害者側それぞれに対し、どのような感想を抱いたか差し支えない範囲で教えていただきたい。

◎ 実際に経験がないため推測になってしまうが、おそらく、少年に関しては被害者に対する謝罪、被害者に対して「どうしたい」という意向を持っているのかという点は処遇を決めるうえで非常に重要になると思われる。他方で、被害者に関しては

非行に遭ったという事実を乗り越えるうえで、少年がどのように非行を見つめ直しているのかという点に関心が深いところであると推測される。したがって、お互いにとって、被害者が傍聴する場面は有益ではないかと思われる。

◎ 私は以前担当した裁判において、ビデオリンク方式の証人尋問や遮へい措置など、本日説明していただいた措置を利用し、カウンセラーによる付添も利用したが、その甲斐あって、被害者も納得できる裁判になった。本日のテーマは犯罪被害者保護制度ということで、被害者に限らないとは思いますが、被害者が裁判で十分な証言ができるような方策について説明いただいた。被害者及びそのご遺族等については、被害者参加を通じて裁判にある程度関与して、手続の中で自分なりに納得のいくような主張を行い、あるいは事件についてより知りたいという希望も強いため、今後できるだけ拡大するような方向で運用していただきたい。

○ 少年審判の説明の中で、審判状況の説明においてどのような内容を説明するのかという点を教えていただき、大変興味深かったが、審判状況の説明では誰がどのように説明を行うのか。さらには、説明をする場合にどのような点に留意しているのかという点について教えていただきたい。

◇ 裁判所書記官又は家庭裁判所調査官が説明を行っている。基本的には審判に必ず列席し、調書を作成するという面で家事審判手続や内容の公証をする裁判所書記官が説明を行うことが多いようである。説明方法としては口頭による説明あるいは書面による説明の2つの場合があるが、統計的には書面による場合が多いようである。ただし、一定程度は口頭による場合もあるため、その際は、できるだけ被害者の方の心情に配慮しながら、可能な範囲で説明を行うようにしている。

### 3 次回の予定

(1) 日時

平成30年11月15日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ

「裁判所における広報活動の充実のための方策等について」